

# ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。

さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

令和3年度  
境警察署管内における  
野焼き検挙件数  
4件

## 野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

- ① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為  
(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)
- ② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却  
(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却  
(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)
- ④ 教育活動の一環として行われる焼却行為  
(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)
- ⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為  
※ 廃ビニールの焼却は不可  
※ 稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号16ページへ掲載されていますので、参考してください。
- ⑥ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの  
(落ち葉たき等)  
※ 一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G  
(84)3618 (直通)



## 2022年は、利根川決潰 カスリーン台風から75年 ～ 利根川のリスクを忘れない ～



栗橋町・大利根町付近の航空写真



破堤箇所の航空写真

カスリーン台風とは

昭和22年9月8日、南方洋上に発生したカスリーン台風は、関東・東北地方に多くの被害をもたらしました。

関東地方では、台風が去るまでの間、熊谷で約338mm、秩父では約610mmという記録的な豪雨となりました。

当時の被害状況

台風の影響により、利根川では埼玉県東村（現加須市）と茨城県中川村（現坂東市）で堤防が決壊し、その氾濫流は埼玉県下にとどまらず、東京都葛飾区、江戸川区まで侵入しました。

関東地方の被害件数（概数）

- ・ 家屋の浸水 30万3千棟
- ・ 家屋の倒壊半壊 3万1千棟
- ・ 死者 1千百人

首都圏氾濫堤防強化対策

利根川上流部及び江戸川の右岸堤防がひとたび決壊すると、その氾濫流により首都圏も壊滅的な被害を受けるおそれがあることから、堤防の浸透に対する安全性を確保するため、国土交通省では堤防拡幅による堤防強化対策を実施しています。



関連Webページ

お問い合わせ

生活安全課 防災G  
(84)3618 (直通)